

大阪市告示第134号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年2月3日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年2月10日（月）	
	令和7年2月17日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年2月3日（月）	午前6時15分から 午後7時まで
	令和7年2月10日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年2月17日（月）	午前6時15分から 午後10時30分まで
	令和7年2月25日（火）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年2月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで

	令和7年2月8日(土)から 同月9日(日)まで	
	令和7年2月15日(土)から 同月16日(日)まで	
	令和7年2月22日(土)から 同月23日(日)まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年2月1日(土)から 同月2日(日)まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年2月4日(火)	午前10時から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年2月5日(水)	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年2月6日(木)	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年2月7日(金)から 同月9日(日)まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年2月11日(火)から 同月12日(水)まで	
	令和7年2月13日(木)	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年2月14日(金)から 同月16日(日)まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年2月18日(火)	

令和7年2月19日（水）から 同月20日（木）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和7年2月21日（金）から 同月23日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年2月24日（月）	午前6時30分から 午後10時30分まで
令和7年2月26日（水）から 同月28日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）